

○川棚町子育て応援住宅支援事業補助金交付要綱

(平成 31 年 3 月 28 日要綱第 14 号)

(趣旨)

第 1 条 町は、安心して子どもを産み育てることができる住まい及び居住環境の形成を促進するため、多子世帯又は新たに 3 世代で同居若しくは近居するために住宅を改修する者若しくは中古住宅を取得する者に対し、予算の定めるところにより、川棚町子育て応援住宅支援事業補助金を交付するものとし、その交付については、川棚町補助金等交付規則(平成 2 年規則第 4 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多子世帯 補助金交付申請日現在、18 歳未満の子(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び母子手帳の交付を受けている出産予定の子を含む。以下同じ。)が 3 人以上の世帯、又は 18 歳未満の子が 2 人で 3 人目を希望する世帯をいう。
- (2) 子育て世帯 小学生以下の子ども(妊娠中を含む。)がいる子育て中の世帯をいう。
- (3) 3 世代 子育て世帯を含む三つ以上の世代をいう。
- (4) 同居 同一住宅に居住すること(同一敷地内にある離れに居住することを含む。)をいう。
- (5) 近居 3 世代が本町内に居住することをいう。
- (6) 中古住宅 新築住宅(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことはないもの(建設工事の完了の日から起算して 1 年を経過したものを除く。))以外の住宅で、補助を受ける者及び 3 親等以内の者の所有でない住宅をいう。

(補助対象住宅)

第 3 条 補助の対象となる住宅は、関係法令に適合して本町内に建てられたものであって、次の各号のいずれかに該当する住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅(併用住宅の場合は、居住の用に供する部分に限る。)
- (2) マンション等の共同住宅等(2 以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。)第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。)が存する建物)で、人の居住の用に供する専有部分(区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分)

(補助対象者)

第 4 条 補助の対象となる者は、町税を滞納していない者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 多子世帯で自ら居住するための中古住宅を取得する者
- (2) 前号の際に併せて住宅を改修する者
- (3) 当該年度の事業開始後に新たに3世代で同居又は近居のために住宅を改修する者
- (4) 当該年度の事業開始後に新たに3世代で同居又は近居のために中古住宅を取得する者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に要する経費とする。

- (1) 多子世帯で自ら居住するための中古住宅の取得。ただし、居住床面積 60 m²以上に限る。
 - (2) 前号の際に併せて行う改修工事のうち別表第1に該当するもの
 - (3) 新たに3世代で同居又は近居するための改修工事のうち別表第1に該当するもの
 - (4) 新たに3世代で同居又は近居するための中古住宅の取得
- 2 前項第2号又は第3号の改修工事については、県内に本社を有する法人又は住所を有する個人が施工するものに限る。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。
 - (1) 補助金の交付決定前に売買契約又は改修工事の着手をしたもの
 - (2) その他町長が不相当と認める工事又は売買によるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の5分の1以内とし、かつ住宅1件あたり(近居の場合はそれぞれの住宅の補助金を合計して)40万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請及び交付の決定)

第7条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、川棚町子育て応援住宅支援事業補助金交付申請書(様式第1号)1部に、別表第2の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ右欄に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- 2 規則第4条に規定する町長が定める時期は、当該年度の1月31日(休日となる場合はその直前の平日)とする。
- 3 町長は、第1項の規定による提出があったときは、申請の内容を審査し、相当と認められた場合に限り、交付決定を行い、申請者に対し川棚町子育て応援住宅支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 前条第3項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容に変更が生じる場合は、川棚町子育て応援住宅支援事業補助

金変更交付申請書(様式第5号)1部に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前条第1項の申請で添付した書類のうち、変更となるもの
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 前項の場合において補助金の交付決定額に変更がないときは、補助事業者は川棚町子育て応援住宅支援事業補助金内容変更届出書(様式第6号)1部に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 前条第1項の申請で添付した書類のうち、変更となるもの
- (2) その他町長が必要と認める書類

3 前条第3項の規定は、第1項について準用する。この場合において、同条第3項中「川棚町子育て応援住宅支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)」とあるのは、「川棚町子育て応援住宅支援事業の計画変更承認書及び川棚町子育て応援住宅支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第7号)」と読み替えるものとする。

(事業の中止)

第9条 補助事業者は、事業を中止しようとするときは、川棚町子育て応援住宅支援事業中止届(様式第8号)1部を、町長に提出するものとする。この場合において、町長は第7条第3項及び前条第3項に定める交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、工事又は住宅の取得が完了したときは、速やかに、川棚町子育て応援住宅支援事業完了実績報告書(様式第9号)1部に、別表第3の左欄に掲げる補助事業者の区分に応じ右欄に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、特に必要があると認める場合に限り、補助対象住宅の現場検査を行うものとする。

(額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により提出された川棚町子育て応援住宅支援事業完了実績報告書がこの要綱に定める内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額の確定を行い、川棚町子育て応援住宅支援事業補助金交付確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、補助の内容がこの要綱に定める内容に適合していないと認めたときは、補助事業者に対し川棚町子育て応援住宅支援事業不適合通知書(様式第11号)により通知したうえで、是正を指導するものとする。この場合において、指導後に改善がなされたときは、前項の川棚町子育て応援住宅支援事業補助金交付確定通知書を通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条第1項又は第2項の規定による通知を受けた者は、川棚町子育て応援住宅支援事業補助金交付請求書(様式第12号)1部を、町長に提出するものとする。

(意見の聴取及び立入調査)

第 13 条 町長は、この要綱に定める事項について、必要があると認めるときは、申請者に対する意見の聴取及び補助事業者の同意を得た上で補助対象住宅への立入りを行うことができるものとする。

(その他)

第 14 条 町長は、補助対象住宅が他の公的補助金等の対象となる場合は、他の補助対象となる部分が明確に区分することができ、他の補助事業の対象部分を除く部分についてのみ、本要綱の補助対象とすることができるものとする。

- 2 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図るものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。
- 4 規則第 20 条の規定による町長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、町長が定めるところによりその収入の全部又は一部を町に納付しなければならない。
- 5 補助金の交付は、同一住宅に限り 1 回とする。
- 6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(川棚町 3 世代同居・近居促進事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 川棚町 3 世代同居・近居促進事業補助金交付要綱(平成 28 年要綱第 31 号)は、廃止する。

別表第 1(第 5 条関係)

交付の対象となる経費	項目	工事の内容
多子世帯又は新たに 3 世代で同居若しくは近居	間取りの変更等	間取りの変更、部屋等の増築、玄関の増設
	設備の改修	キッチン、浴室、トイレ、洗面所の改修又は増設

するための改修 工事費	バリアフリーリフォーム	(1) 通路又は出入口の幅を拡張する工事 (2) 階段の勾配を緩和する工事 (3) 手すりを取り付ける工事 (4) 段差を解消する工事 (5) 出入口の戸を改良する工事 (6) 床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
	断熱改修	(1) 屋根(天井)、外壁、床の断熱改修 (2) 窓の断熱改修
	浄化槽の設置等	浄化槽の設置又は入れ替え

別表第2(第7条関係)

補助対象者の区分	添付書類
多子世帯で中古住宅を取得する者	(1) 多子世帯で中古住宅を取得する者全員の住民票 (2) 多子世帯が出産予定である場合は、母子健康手帳の写し等 (3) 多子世帯で住宅を改修する者全員の町税を滞納していないことが確認できる書類(納税証明書等) (4) 建物の登記事項証明書 (5) 事業計画書兼補助金算定書(様式第2号) (6) 現況写真(補助対象住宅の全景写真) (7) 住宅の取得に係る経費が分かるもの (8) 事業前アンケート (9) その他町長が必要と認める書類
多子世帯で住宅を改修する者	(1) 多子世帯で住宅を改修する者全員の住民票 (2) 多子世帯が出産予定である場合は、母子健康手帳の写し等 (3) 多子世帯で住宅を改修する者全員の町税を滞納していないことが確認できる書類(納税証明書等) (4) 建物の登記事項証明書、固定資産税納税通知書、家屋台帳等、補助対象住宅の所有者等が確認できるもの (5) 事業計画書兼補助金算定書(様式第2号) (6) 補助対象リフォーム工事費内訳書(様式第3号) (7) 現況写真(補助対象住宅の全景写真及び補助を受ける改修工事の部分、部位並びに設備ごとに着工前の状況を撮影したもの) (8) 改修部分の平面図(改修工事前後) (9) 工事見積書の写し (10) 事業前アンケート (11) その他町長が必要と認める書類

新たに3世代で同居又は近居するために住宅を改修する者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の住民票 (2) 3世代の関係が確認できる戸籍謄本 (3) 子育て世帯が出産予定である場合は、母子健康手帳の写し等 (4) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の町税を滞納していないことが確認できる書類(納税証明書等) (5) 建物の登記事項証明書、固定資産税納税通知書、家屋台帳等、補助対象住宅の所有者等が確認できるもの (6) 事業計画書兼補助金算定書(様式第2号) (7) 補助対象リフォーム工事費内訳書(様式第3号) (8) 近居の場合、近居の要件が確認できるもの (9) 現況写真(補助対象住宅の全景写真及び補助を受ける改修工事の部分、部位並びに設備ごとに着工前の状況を撮影したもの) (10) 改修部分の平面図(改修工事前後) (11) 工事見積書の写し (12) 事業前アンケート (13) その他町長が必要と認める書類
新たに3世代で同居又は近居するために中古住宅を取得する者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の住民票 (2) 3世代の関係が確認できる戸籍謄本 (3) 子育て世帯が出産予定である場合は、母子健康手帳の写し等 (4) 3世代で同居又は近居しようとする者全員の町税を滞納していないことが確認できる書類(納税証明書等) (5) 建物の登記事項証明書 (6) 事業計画書兼補助金算定書(様式第2号) (7) 近居の場合、近居の要件が確認できるもの (8) 現況写真(補助対象住宅の全景写真) (9) 住宅の取得に係る経費が分かるもの (10) 事業前アンケート (11) その他町長が必要と認める書類

別表第3(第10条関係)

補助事業者の区分	添付書類
多子世帯で中古住宅を取得した者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多子世帯で中古住宅を取得した者全員の住民票 (2) 領収書又は請求書の写し等 (3) 売買契約書の写し (4) 事業後アンケート (5) その他町長が必要と認める書類
多子世帯で住宅を改修した者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多子世帯で住宅を改修した者全員の住民票 (2) 施工中及び完成写真(補助を受ける改修工事の部分、部位及び設備ごとに撮影したもの) (3) 納品書等(滑りにくい床材、断熱材、断熱窓その他性能が求められるもので町長が必要と認めるもの) (4) 領収書又は請求書の写し等 (5) 事業後アンケート (6) その他町長が必要と認める書類

新たに3世代で同居又は近居するために住宅を改修した者	(1) 新たに同居又は近居した者全員の住民票 (2) 施工中及び完成写真(補助を受ける改修工事の部分、部位及び設備ごとに撮影したもの) (3) 納品書等(滑りにくい床材、断熱材、断熱窓その他性能が求められるもので町長が必要と認めるもの) (4) 領収書又は請求書の写し等 (5) 事業後アンケート (6) その他町長が必要と認める書類
新たに3世代で同居又は近居するために中古住宅を取得した者	(1) 新たに同居又は近居した者全員の住民票 (2) 領収書又は請求書の写し等 (3) 売買契約書の写し (4) 事業後アンケート (5) その他町長が必要と認める書類

様式第1号(第7条関係)

川棚町子育て応援住宅支援事業補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

事業計画書兼補助金算定書
[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

補助対象リフォーム工事費内訳書
[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

川棚町子育て応援住宅支援事業補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

川棚町子育て応援住宅支援事業補助金変更交付申請書
[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

川棚町子育て応援住宅支援事業補助金内容変更届出書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

川棚町子育て応援住宅支援事業の計画変更承認書及び川棚町子育て応援住宅支援事業
補助金交付決定変更通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 9 条関係)

川棚町子育て応援住宅支援事業中止届

[別紙参照]

様式第 9 号(第 10 条関係)

川棚町子育て応援住宅支援事業完了実績報告書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 11 条関係)

川棚町子育て応援住宅支援事業補助金交付確定通知書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 11 条関係)

川棚町子育て応援住宅支援事業不適合通知書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 12 条関係)

川棚町子育て応援住宅支援事業補助金交付請求書

[別紙参照]